



平成 30 年 5 月 9 日

各 位

上場会社名 富士急行株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 堀内 光一郎
(コード番号 9010 東証・第1部)
責任者役職名 代表取締役副社長 事業部統括兼
監査室担当兼コンプライアンス担
当
氏 名 堀内 哲夫

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 22 日開催予定の第 117 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

平成 29 年 9 月 1 日に企業主導型保育所「フジQキッズガーデン」を開設し、保育対象を富士急グループ従業員に加え、地域枠を設け近隣住民の皆様にもご利用いただけることとしたことから、事業目的の明確化を図るため、現行定款第 3 条（目的）に「保育サービス事業」を追加するものであります。

(2) 取締役任期の変更

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第 21 条（取締役の任期）に定める取締役の任期を 2 年から 1 年に変更し、任期調整の規定を削除するものであります。また、現任取締役の任期を明確にするため、附則を設けます。

(3) その他

文言の一部変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(定款新旧対照表)

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第2条 (条文省略)	第1条～第2条 (現行どおり)
(目的) 第3条 当社は次の事業を営む <u>をもって</u> 目的とする。 (1)～(13) (条文省略) (新設) <u>(14) 前記各事業の発展上必要な付帯事業</u>	(目的) 第3条 当社は次の事業を営む <u>こと</u> を目的とする。 (1)～(13) (現行どおり) <u>(14) 保育サービス事業</u> <u>(15) 前記各事業の発展上必要な付帯事業</u>
当社は前記目的事業を営むため必要または有益であると認めるときは、他の会社の株式を所有することができる。	(現行どおり)
第4条～第18条 (条文省略)	第4条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条～第20条 (条文省略)	第19条～第20条 (現行どおり)
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
第22条～第44条 (条文省略)	第22条～第44条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附則</u> <u>第1条 第21条の規定にかかわらず、平成29年6月22日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期は、平成31年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成30年6月22日
平成30年6月22日

以 上

(お問い合わせ先)

富士急行株式会社 総務部 電話 0555 (22) 7112